

農林水産省知的財産戦略本部の設置について

～ 知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～

平成 18 年 2 月 23 日

平成 18 年 7 月 28 日一部改正

平成 18 年 8 月 29 日一部改正

平成 19 年 1 月 11 日一部改正

平成 19 年 9 月 11 日一部改正

1 趣旨

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心等農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられた他国に類を見ない特質・強さを有しており、これは我が国にとっての貴重な知的財産と考えられる。

知的財産権の取得・保護のための法制度の整備や、DNA 品種識別技術の開発等が進み、我が国農林水産物・食品の特質・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整っている。

このため、知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題と考えられることから、省内に「農林水産省知的財産戦略本部」（以下「本部」という。）を設置し、知的財産に関する施策を強力に推進することとする。

2 構成

(1) 本部は、以下をもって構成する。

本部長：澤農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本部員：官房長、総括審議官、総括審議官（国際）、技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長

(2) 本部の下に、外部の有識者で構成する専門家会議を置く。

(3) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙のとおりとする。

(4) 本部及び専門家会議の構成員は、必要に応じ追加することが出来るものとする。

3 事務局

本部の事務局（庶務）は、関係各局庁の協力を得て、大臣官房企画評価課において行う。

(別紙)

農林水産省知的財産戦略本部幹事会の構成

幹事長：技術総括審議官
副幹事長：生産局審議官
幹事長補佐：大臣官房企画評価課長
幹事：大臣官房情報課長
国際部 参事官（経済連携等担当）、
参事官（貿易関税担当）
統計部 生産流通消費統計課長
総合食料局
食品産業企画課長、食品産業振興課長、
消費流通課長
消費・安全局
表示・規格課長、消費者情報官
生産局
生産振興推進室長、農産振興課長、野菜課長、
果樹花き課長、特産振興課長、種苗課長、
畜産企画課長、畜産振興課長、牛乳乳製品課長、
食肉鶏卵課長
経営局
参事官（普及担当）
農村振興局
農村政策課長
農林水産技術会議事務局
先端産業技術研究課長
林野庁
経営課長、木材産業課長、木材利用課長、
研究・保全課長
水産庁
加工流通課長、研究指導課長、栽培養殖課長
関東農政局
生産経営流通部長
事務局：大臣官房企画評価課知的財産戦略チーム